

新たな船舶交通ルールについて

港則法の改正に伴い、平成 22 年 7 月 1 日より、関門海峡では新たな船舶交通ルールが適用されるようになりました。ここでは、その概要を紹介します。詳細については、海上保安庁のホームページで確認してください。

なお、今回、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における交通ルールを定めた海上交通安全法の改正も併せて行われており、同じく 7 月 1 日より、これら海域についても新たな船舶交通ルールが適用されています。

海上保安庁 HP(日本語)：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/news-houan4.htm>

海上保安庁 HP(英語)：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/en/news.htm>

関門マーチス HP(英語)：<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/html/english.htm>

海上保安庁が提供する情報の聴取が義務付けられました

下図に示す海域(聴取義務海域)を航行する特定船舶(総トン数 300 トンを超える船舶)には、海上保安庁(港長)が提供する情報(※)の聴取が義務付けられました。

- ◆港長は、危険を防止するため勧告を行うことがあります
- ◆情報提供や勧告は、日本語又は英語で、主として国際 VHF 無線電話を用いて行われます
- ◆情報提供や勧告は、具体的な操船方法を指示するものではありません



《※ 提供される情報》

- ◆交通方法に関する情報
- ◆交通の障害の発生に関する情報
- ◆危険な海域に関する情報
- ◆操縦性能が制限されている船舶の航行に関する情報
- ◆著しく接近する他の特定船舶の動向に関する情報
- ◆その他航海に必要と認められる情報

視界制限時などにおいて航路外での待機を指示される場合があります

港長は、霧で見通しが悪くなる時などに、船舶交通の安全を図るため、船舶に対して航路外で待機するよう指示する場合があります。

- ◆視界制限の基準は、視程 500m 以下の場合となっています
- ◆潮流の速力を超えて 3kn 以上の速力を確保できない船舶に対しても航路外待機を指示する場合があります

目的地に関する情報の AIS への入力が義務付けられました

AIS を搭載する船舶は、国際海事機関(IMO)の推奨する方法(アルファベットのコード)に沿って、AIS の目的地情報欄への入力が義務付けられました。

異常な気象・海象時などにおいて港内からの退去命令等が行われる場合があります

港長は、大型の台風等による異常な気象・海象時又は海難が発生した場合など、港内にある船舶に対して、港内からの退去の命令や避難の勧告等を行う場合があります。

お問い合わせはこちらまで

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

国土交通省 運輸安全委員会事務局

担当：参事官付 事故防止分析官

TEL 03-5253-8111(内線 54238) FAX 03-5253-1680

URL <http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html>

e-mail jtsb_analysis@mlit.go.jp